

陳 情 書

平成 27年 10月 23日

横浜市長
林 文子 様

陳情者 住 所 横浜市中区太田町4-48 川島ビル901
一般社団法人 横浜市鍼灸マッサージ師会
氏 名 代表理事 荒井 務 印

件 名 横浜市事業による参加店舗・協賛店において、横浜市ホームページ上の
リストに掲載する病状表記の削除に関する陳情。

陳情の趣指

横浜市事業による「よこはまプレミアム商品券」「濱ともカード」等、参加店舗・協賛店登録をずるにあたり、国家免許の無い者（整体、カイロプラクティック、足裏マッサージ等）の病状表記（肩こり・腰痛・膝痛・神経痛・骨格調整・疲れや不調を改善・身体の不調・〇脚矯正・骨盤矯正・等）を削除の陳情。

陳情の理由

わが国においては医師以外の開業権を持つ医療行為者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、及び柔道整復師で国家（厚生労働大臣）免許保有者であります。

今回の「よこはまプレミアム商品券」を使用できる参加店舗として、保険療養費を除き施術に対し参加店として加入できますが、国家免許の無い者（整体、カイロプラクティック、足裏マッサージ等）の施術に対しても参加店登録が出来るかと回答を頂きました。

我々国家（厚生労働大臣）免許保有者は、長年わたり無資格者は違法行為である旨を横浜市、神奈川県、国に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、あはき等法という）ならびに関係法令の遵守と違法者取締りの徹底強化に関する請願書」を議会に提出し、県、市は採択されています。各県においても同様な請願書を提出し採択されています。現在も継続して国に働きかけている最中です。

今回の無資格者の施術に「よこはまプレミアム商品券」を使用することには承服できません。我々は「あはき等法」第9条により施術所を開設した際には、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名等を、保健所を通じて都道府県知事に届け出なければならないと規定されております。保健所に届けられない違法の施術所が行なう施術に公金である「よこはまプレミアム商品券」を使用させることは容認することは出来ません。募集要項の(1)商品券の利用対象にならないもの、〇・・・公序良俗に反するもの、に明らかに該当します。

以前にも「濱ともカード」協賛店について健康福祉局に同様の排除を申し出しましたが、このようなことがまた繰り返されことは到底容認することは出来ません。

「あはき等法」ならびに関係法令の遵守と違法者取締りが、国家免許の無い者（整体、カイロプラクティック、足裏マッサージ等）の施術に対して現実に違法取り締まりがされていない状態である現在、グレーゾーン状態であります。病状表記（肩こり・腰痛・膝痛・骨格調整・疲れや不調を改善・身体の不調・〇脚矯正・骨盤矯正・等）を表現している施術所の内容は、受療者にたいして治療行為を行

ない、料金を徴収しています。内容は我々国家免許有資格者と同様の施術をしているにも拘らず、国家免許資格を持たないため保健所での施術所監督が関与されないまま営業しています。このよな整体、カイロプラクティック、足裏マッサージ等の病状表記（肩こり・腰痛・膝痛・神経痛・骨格調整・疲れや不調を改善・身体の不調・O脚矯正・骨盤矯正・等）をしている施術所を横浜市が参加店舗・協賛店登録することは、国に「あはき等法」ならびに関係法令の遵守と違法者取締りの徹底強化に関する請願書を市議会にて採択されたにも拘らず、無資格者施術所を擁護、容認していることとなります。横浜市が国民の健康を守る意味でも看過できません。

今後、横浜市が政令指定都市で行使できる範囲として、横浜市が関与する事業における施術所の参加店舗・協賛店登録に対しては、横浜市ホームページ上のリストに病状表記（肩こり・腰痛・膝痛・神経痛・骨格調整・疲れや不調を改善・身体の不調・O脚矯正・骨盤矯正・等）をさせないことを強く要望します。

例として、「濱ともカード」協賛店リストの掲載に病状表記がしてあります。横浜市健康福祉局のホームページ上で「健康・きれいになる」欄に「整体・治療」が掲載されております。

無資格者施術所排除の観点から、病状表記を削除させるよう陳情します。

市広聴第 1213 号
平成 27 年 11 月 6 日

一般社団法人 横浜市鍼灸マッサージ師会
代表理事 荒井 務 様

横浜市長 林 文子



横浜市事業による参加店舗・協賛店において、横浜市ホームページ上の
リストに掲載する病状表記の削除に関する陳情について（回答）

さきに陳情（平成 27 年 10 月 23 日）のありましたことについて、次のとおり
お答えします。

「高齢者のための優待施設利用促進事業（濱ともカード事業）」における病状
表記については、協賛店と記載内容を調整の上、修正を促します。

また、本市ホームページ上で濱ともカード協賛店を検索する際に記載されて
いるサブジャンル名称は、次回のシステム改修にあわせて変更を検討します。

よこはまプレミアム商品券の参加店舗については、本市ホームページ上で病
状表記はしていません。

今後も引き続き、適切な運営に努めていきます。

この旨ご理解いただき、貴会の皆様によろしくお伝えください。

（担当）

健康福祉局 高齢健康福祉課 電話:045-671-2406 FAX:045-641-6408
経済局 商業振興課 電話:045-671-4235 FAX:045-664-9533